

開札日	令和2年2月28日
入札方法	電子入札

入札経過調書

件名	江戸川区立小岩小学校改築に伴う機械設備工事	契約金額(税込み)	¥596,200,000 -
契約者名	千賀商事株式会社(東京都江戸川区松江三丁目12番4号)	予定価格(税込み)	¥596,288,000 -
備考	本件入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額です。 本件入札に係る契約金額は落札者の入札金額に100分の10に相当する金額を加算したものです。 本件工事契約は地方自治法及び地方自治法施行令により議会の議決を要するので、落札者と仮契約を締結し、江戸川区議会で議決された後に、本契約を締結することとなります。		

入札者名	入札金額 (消費税抜き)	価格点 (A)	社会的要請点										評価点 (A+B)	備考	
			災害・ 緊急時 対応	教育活 動・地 域諸行 事への 協力	環境 配慮	参加 実績	区内下請 業者等の 活用	労働者への 能力開発・ 福利厚生支 援	品質確 保への 取組	工事 成績	工事に 関する 提案 (安全 対策 等)	社会的 要請点 計 (B)			
(1) 千賀商事株式会社	¥542,000,000	12.92	3.50	1.91	2.31	2.00	6.13	1.23	3.13	5.00	1.25	26.46	39.38	落札者	
(2) 東京セントラルエアコン株式会社	-														辞退
(3) 浦安工業株式会社	-														辞退
(4)															
(5)															

満点基準価格(消費税抜き)	¥488,158,000	【落札者選定理由】 ・社会的要請に関する取組が必ずしも十分でない項目が見られるが、社会的要請点全50点のうち過半の評価点を得ており、一定の評価ができる。 ・過去工事の成績が良好である。
---------------	--------------	---

記事

社会的要請型総合評価一般競争入札案件
 価格点及び社会的要請点は、小数点以下第三位
 以下を切り捨て、第二位まで表示している。

- 【落札者に対する江戸川区公共調達審査会からの付帯意見】**
- ・ 今後は女性活躍推進にも取り組むことを期待する。
 - ・ 今回の入札において提案した事項は、必要に応じて本改築工事に携わる他工種の事業者と連携し、確実に履行することを求める。
- 【入札全般に対する付帯意見】**
- ・ 複数者の入札参加申請があったが、応札が1者にとどまっており、より多くの業者が入札に参加することを期待したい。

発注概要

項目	詳細
(1) 工事件名	江戸川区立小岩小学校改築に伴う機械設備工事
(2) 工事場所	江戸川区東小岩三丁目 20 番 10 号
(3) 工事内容	<p>本工事は、新校舎建設及び校庭整備である。</p> <p>新校舎建設（工期：契約日の翌日から令和4年2月28日まで）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空調設備工事 電気式空冷エアコン室外機 13 台、電気式空冷エアコン室内機 52 台、ガス式空冷エアコン室外機 11 台、ガス式空冷エアコン室内機 78 台、加湿器 87 台、FRP 製受水槽一体型加湿給水ポンプ 1 組 2) 換気設備工事 全熱交換器 88 台、換気扇 66 台 3) 自動制御設備工事 自動制御機器一式、集中リモコン 3 台 4) 給水設備工事 上水引込新設 1 箇所、上水引込撤去 1 箇所、FRP 製受水槽 1 基、給水ポンプユニット 4 組、桧類一式 5) 給湯設備工事 給湯器 10 組 6) 排水設備工事 湧水ポンプ 5 組、グリストラップ 1 基、桧類一式、公設桧新設 5 箇所 7) 衛生器具設備工事 大便器 80 組、オストメイト対応ユニット 1 組、小便器 48 組 8) 消火設備工事 消火栓ユニット 1 基、消火用補給水槽 1 基、消火栓箱 18 組、移動式粉末消火設備 1 基 9) プールろ過設備工事 プールろ過ユニット 1 組 10) 雨水ろ過設備工事 雨水ろ過ユニット 1 組 11) ガス設備工事 ガスメーター 3 個、ガス引込新設 1 箇所 12) 災害用手洗所設備工事 マンホールトイレ式 <p>校庭整備（工期：令和4年10月から令和5年1月31日まで）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 校庭整備に伴う機械設備工事一式 <p>新校舎建設を指定部分と定める。</p>
(4) 予定価格	542,080,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
(5) 工期	契約締結の翌日から令和5年1月31日まで

入札参加資格

項目	詳細		
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2)建設業許可	単独企業の場合には、「管工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が「管工事業」の特定建設業許可を受けており、第 2・第 3 順位者が「管工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。		
(3)技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。特定建設工事共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。		
(4)工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事（給排水・空調）で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。		
(5)指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6)経営状況	経営不振の状態にないこと。		
(7)業者登録	単独企業又は建設共同企業体の第 1 順位者が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者のうち、「給排水衛生工事」及び「空調工事」を申込業種として登録していること。 建設共同企業体の第 2・第 3 順位者が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者のうち、「給排水衛生工事」又は「空調工事」の一方又は両方を申込業種として登録していること。		
(8)参加形態	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 令和元・2 年度江戸川区給排水衛生工事格付(以下「区給排水格付」という。)及び江戸川区空調工事格付(以下「区空調格付」という。)A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 令和元年度東京都給排水衛生工事格付等級順位(以下「都給排水格付」という。)及び東京都空調工事格付(以下「都空調格付」という。)A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 令和元・2 年度江戸川区給排水衛生工事格付(以下「区給排水格付」という。)及び江戸川区空調工事格付(以下「区空調格付」という。)A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 令和元年度東京都給排水衛生工事格付等級順位(以下「都給排水格付」という。)及び東京都空調工事格付(以下「都空調格付」という。)A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 令和元・2 年度江戸川区給排水衛生工事格付(以下「区給排水格付」という。)及び江戸川区空調工事格付(以下「区空調格付」という。)A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 令和元年度東京都給排水衛生工事格付等級順位(以下「都給排水格付」という。)及び東京都空調工事格付(以下「都空調格付」という。)A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p>		

項目	詳細	
	<p>3者による建設共同企業体</p> <p><u>第1順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付Aの者であること。</p> <p><u>第2・第3順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がB以上の者であること。</p> <p>建設共同企業体における出資比率</p> <p><u>第1順位者</u> 構成員中最大とすること。</p> <p><u>第2順位者</u> 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p> <p><u>第3順位者</u> 20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p>	<p>3者による建設共同企業体</p> <p><u>第1順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評価値が900点以上の者であること。</p> <p><u>第2・第3順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がB以上の者であること。</p> <p>建設共同企業体における出資比率</p> <p><u>第1順位者</u> 構成員中最大とすること。</p> <p><u>第2順位者</u> 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p> <p><u>第3順位者</u> 20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p>
(9)電気設備工事との同時入札参加の制限	<p>「江戸川区立小岩小学校改築に伴う機械設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員は、「江戸川区立小岩小学校改築に伴う電気設備工事」、「小松川・平井地域中学統合校改築に伴う電気設備工事」及び「江戸川区立小岩第二中学校改築に伴う電気設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員になることはできません。</p>	
(10)同時期公告の改築校への入札参加資格	<p>「江戸川区立小岩小学校改築に伴う機械設備工事」の入札参加者は、同時期に公告される「小松川・平井地域中学統合校改築に伴う機械設備工事」及び「江戸川区立小岩第二中学校改築に伴う機械設備工事」についても入札参加申請をすることができます。ただし、すべての落札者となることはできません。</p>	
(11)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	<p>入札公告日から過去1年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。</p>	
(12)下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	<p>入札公告日から過去1年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。</p>	
(13)建設業法の遵守状況	<p>入札公告日から過去1年間に建設業法に基づく指示又は営業停止処分歴がないこと。</p>	
(14)労働基準法等の遵守状況	<p>入札公告日から過去1年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。</p>	
(15)暴力団等排除措置	<p>江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。</p>	

ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。